

デジタル田園都市国家構想推進関連施策資料

施策名：マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化の推進

総務省自治行政局住民制度課
03-5253-5517

施策分類	①予算	4つの視点に基づく分類	①デジタル基盤の整備	予算額	令和4年度当初予算一般会計 493百万円
					令和3年度補正予算一般会計 7,784百万円

施策効果の詳細	<ul style="list-style-type: none"> 住民の利便性の向上（オンラインでの転出届・転入予約、窓口で届出書類を作成する手間の軽減、手続に要する時間の短縮） 市区町村の事務の効率化（事務処理のデジタル化、事前準備による転入手続当日の事務負担の軽減、窓口混雑の緩和）
---------	---

目的

マイナンバーカードの利便性向上を図るとともに、行政のデジタル化を推進する観点から、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化を推進する。

概要

マイナンバーカード所有者がマイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村があらかじめ通知される転出届に関する情報（転出証明書情報）により転入手続の事前準備を行えるよう、住民基本台帳ネットワークシステム及び市区町村の住民記録システムの改修を推進し、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化を図る。

詳細

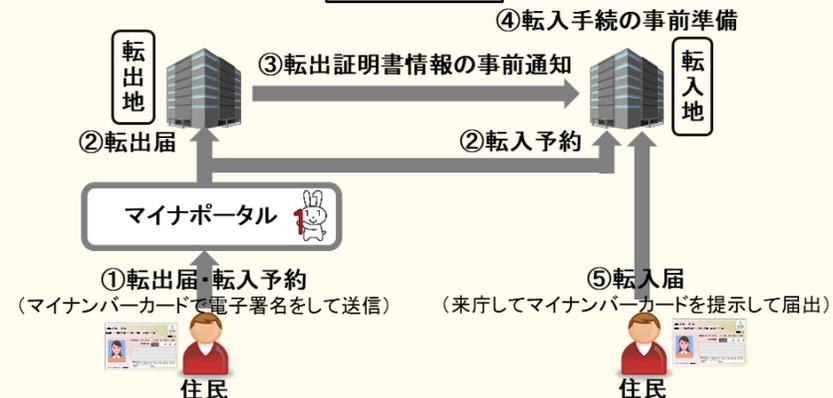
■ 施策のスキーム

- ① マイナンバーカード所有者が、マイナポータルからオンラインで、転出届と転入予約を同時に行う。
- ② マイナポータルを通じて、転出地には転出届が、転入地には転入予約が、それぞれ届く。
- ③ 転出地が、転入地に対し、転出証明書情報（氏名、転出前の住所、生年月日、マイナンバー、転出先、転出の予定年月日等）を通知。
- ④ 転入地が、転出証明書情報を基に転入届にあらかじめ印字を行うなど、転入手続の事前準備を行う。
- ⑤ マイナンバーカード所持者が、予約日に転入地に来庁し、転入手続を行う。

■ 実施要件（対象、補助率等）

- 転出届の情報の取り込みや転入届にあらかじめ印字等を行えるよう、住民基本台帳ネットワークシステム及び市区町村の住民記録システムの改修を推進
- 補助率 10 / 10（市区町村）

手続の流れ



<中長期的取組>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法整備(総務省)	住基法改正	予算要求	補助金要綱を 実施要領本等の 提示	
システム整備	OS (J-LIS)	システム設計・開発		AP適用
	住記システム (市区町村)	予算要求	システム改修	転出証明書 情報の 事前通知開始